

平成24年度税制改正要望結果について ～税制を活用した事業変革の推進を！

政府は、平成23年12月10日の臨時閣議において、平成24年度税制改正大綱を決定した。施行は国会での改正法案成立後となる。

本大綱では、JISAがかねてより情報サービス産業の要望として訴えてきた研究開発投資促進税制の上乗せ部分の2年延長、中小企業投資促進税制の2年延長が実現した。

これらの税制はJISAが[構造改革に向けたアクションプラン](#)において提唱した、受託開発型からサービス化へのシフト、すなわち、現在の情報サービス企業の売上高の多くを占める受託ソフトウェア開発事業から、独自のプロダクトを開発し、これをサービスとして提供するビルディングブロック型モデルに事業の軸足を移す戦略について政策面から支援するものと捉えることができる。

JISAで毎年実施している税制改正要望は、改めていうまでもなく、我が国企業のICT投資の活性化と情報サービス企業の税制面からの支援を狙いとしたものである。会員企業には税制を活用した事業変革を進めていただきたい。

以下、これらの税制について若干説明を補足する。制度の詳細は末尾のリンク先を参照されたい。

研究開発促進税制は、メーカーでの研究所等において研究員が専門的に研究開発活動に従事するケースでなければ適用できないというイメージがもたれがちである。制度上も開発従事者を「専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者」としているほか、「研究所等に専属する者に係るものであっても、例えば、事務職員、守衛、運転手等のように試験研究に直接従事していない者に係るものは、これに含まれないことに留意する」としてきたため、その範囲は極めて限定的であると捉えられがちであった。

そこで、JISAでは、平成14年度税制委員会(当時)において当時の増加試験研究税制の抜本的な見直しを要望すると共に、実務への適用についても経済産業省との連携によって検討を行い、最終的に中小企業庁から国税庁への意見照会(下記リンク参照)によって取扱の明確化を実現した(参考：本ニュース平成16年1月25日号記事)。

したがって、特別の施設はもちろんのこと、研究開発部門を設置したり、研究員を擁せずとも、情報サービス企業も既定の要件を満たせば本税制の適用は可能である。

また、中小企業投資促進税制は、中小企業が設備投資や情報化投資等を行った場合に、税額控除(7%)又は資産の特別償却(30%)の選択適用を認める措置である。本税制は、中小企業情報基盤強化税制と共に、中小企業ユーザが情報化投資を行った場合に適用するというイメージが一般的であると想像される。しかし、両税制は共に取得だけでなく製作したのもも適用対象である。したがって、サービスとして提供するソフトウェアの開発にも両税制は適用することができる。

ただし、複写して販売する原本(中小企業投資促進税制)、貸付に供するソフトウェア(中小企業情報基盤強化税制)はそれぞれ対象外とされているので、開発したプロダクト等はサービスとして提供する必要がある点に留意が必要である。

なお、[現行の中小企業情報基盤強化税制は、781号で報じたつなぎ法案](#)を経て本年6月22日に成立した「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」において、来年3月31日まで適用期限が延長されている。本税制はその後廃止されるが、本大綱で決定した中小企業投資促進税制に来年4月以降継承されることとなっている([平成23年度税制改正大綱](#)(6)その他の租税特別措置等〔国税〕(廃止・縮減等))。

(田中)

【平成24年度税制改正大綱関係】

- ・ [平成24年度税制改正大綱](#)
- ・ [平成24年度経済産業省関係税制改正のポイント](#)
- ・ [\(参考資料\) 平成24年度税制改正について](#)

【研究開発促進税制関係】

- ・ 研究開発促進税制([試験研究費の総額に係る税額控除制度](#))
- ・ [試験研究費税額控除制度における人件費に係る「専ら」要件の税務上の取扱いについて](#)(意見照会)

【中小企業情報基盤強化税制】

- ・ [中小企業情報基盤強化税制](#)

【中小企業投資促進税制関係】

- ・ [中小企業投資促進税制](#)